

答 申 書  
(答申第20号)  
平成18年6月2日

---

**1 審査会の結論**

平成〇年〇月〇日付けの社会福祉法人〇〇学園に係る投書一式のうち、投書本文に記載されている「投書者があったと訴える不正の内容に関する記述」を非開示としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成17年9月ころ、知事あてに提出された〇〇学園に対する不正に関する投書一切である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成17年9月23日付けの社会福祉法人〇〇学園に係る投書一式を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

本件公文書は、①平成〇年〇月〇日付けの投書、②平成△年△月△日付けの社会福祉法人の監事から同法人あてのファックスの写し及び③知事あての封筒である。

実施機関は、このうち①に記載されている「不正問題に関わったと噂される人の氏名及びこれが特定される記述」を北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するとして、また、①及び②に記載されている「投書者があったと訴える不正の内容に関する記述」を同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、さらに③の筆跡を同条同項第1号及び第3号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、この処分に対し、平成17年12月29日付けでこの処分のうち①及び②に記載された「投書者があったと訴える不正の内容に関する記述」部分の開示を求めていたが、平成18年4月12日付けで、実施機関に対し異議申し立ての一部を取り下げる旨の書面を提出した。

これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、同年4月17日付けで、諮問の一部を取り下げる旨の書面を提出した。

当審査会は、異議申立人が異議申し立ての一部取り下げ後も本件非開示部分のうち①に記載されている「投書者があったと訴える不正の内容に関する記述」の開示を求めていることから、本件非開示部分のうち当該部分を非開示としたこと（以下「本件処分」という。）の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政

法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件処分により非開示とした部分には、投書者があったと訴える不正の内容が記載されていることから、これが明らかになると、当該法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨主張する。

また、当審査会に提出された本件一部開示決定処分に係る理由説明書において、本件処分により非開示とした部分が公表された場合、内容の真偽にかかわらず、「不正の疑いがある法人」との風評が立つなど、当該法人の地位が損なわれる可能性が高いことが想像されるため、福祉施設を経営する当該法人の立場に配慮し、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件投書は、当該法人に何らかの不正があるとしてなされたものであるが、その内容の真偽は不明であり、「投書者があったと訴える不正の内容に関する記述」を公開することは、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、社会的信用を損なうと認められるものであり、本件処分において非開示とした部分は、2号情報に規定する非開示情報に該当するものと認められる。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、当該法人の立場に立ってその正当な利益を擁護しようとするものからの開示請求に対しては、当然開示されるべきであると主張する。

また、対象部分は虚偽であることが明らかとなっているものであり、開示することにより法人の事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれるおそれはないのみならず、当学園の適正な告訴権の行使を不当に困難にして、かえってその名誉、プライバシー権を侵害する結果となると主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 1 月 30日	○ 諮問書の受理（諮問番号18） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年 2 月 10日	○ 新規諮問事案の報告
平成18年 2 月 27日 （第 8 回 審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年 3 月 17日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年 4 月 17日 （第三部会）	○ 実施機関から関係書類（①諮問の一部取下書、②異議申立一部取下書の写し）の提出 ○ 審議
平成18年 5 月 15日 （第三部会）	○ 審議
平成18年 5 月 29日 （第11回 審査会）	○ 答申案審議
平成18年 6 月 2 日	○ 答申